

## V 指導養成課

指導養成課は、国家資格、国家試験の受験資格を付与する医療分野、生活衛生分野、福祉分野の養成施設、養成所、養成機関の指定や監督等を行っています。

- ① 養成施設等の卒業や単位の取得により国家資格や任用資格が得られるもの
- 生活衛生分野 栄養士、調理師、食品衛生管理者・食品衛生監視員\*
- 福祉分野 保育士、介護福祉士、社会福祉主事\*
- (\*は任用資格)
- ② 養成施設等の卒業や単位の取得により国家試験受験資格が得られるもの
- 医療分野 救急救命士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、保健師、助産師、看護師
- 生活衛生分野 管理栄養士、理容師、美容師、製菓衛生師
- 福祉分野 社会福祉士

### 1 各養成施設の指定及び監督等に関する業務

※養成施設の数、名称等及び課程の数は、資料編5を参照のこと。

#### (1) 救急救命士養成所

##### ア 資格の概要

救急救命士とは、救急救命士法に基づく名称独占の資格であり、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者のことです。

##### イ 根拠法令等

- |            |                      |
|------------|----------------------|
| ① 新規指定     | 救急救命士学校養成所指定規則第2条    |
| ② 変更承認     | 救急救命士学校養成所指定規則第3条第1項 |
| ③ 変更届出     | 救急救命士学校養成所指定規則第3条第3項 |
| ④ 報告       | 救急救命士学校養成所指定規則第5条    |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 救急救命士学校養成所指定規則第6条    |
| ⑥ 指定取消申請   | 救急救命士学校養成所指定規則第8条    |
| ⑦ 指定取消     | 救急救命士学校養成所指定規則第7条    |

##### ウ 業務実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
① 新規指定	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件
② 変更承認	1 件	0 件	0 件	3 件	2 件
③ 届出受理	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件
④ 指定取消	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	1 件	0 件	1 件	0 件	0 件

## (2) 臨床検査技師養成所

### ア 資格の概要

臨床検査技師とは、臨床検査技師等に関する法律に基づく名称独占の資格であり、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者のことです。

### イ 根拠法令等

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| ① 新規指定     | 臨床検査技師等に関する法律施行令第11条    |
| ② 変更承認     | 臨床検査技師等に関する法律施行令第12条第1項 |
| ③ 変更届出     | 臨床検査技師等に関する法律施行令第12条第2項 |
| ④ 報告       | 臨床検査技師等に関する法律施行令第13条    |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 臨床検査技師等に関する法律施行令第14条    |
| ⑥ 指定取消申請   | 臨床検査技師等に関する法律施行令第16条    |
| ⑦ 指定取消     | 臨床検査技師等に関する法律施行令第15条    |

### ウ 業務実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
① 新規指定	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
② 変更承認	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件
③ 届出受理	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
④ 指定取消	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

## (3) 理学療法士作業療法士養成施設

### ア 資格の概要

理学療法士とは、理学療法士及び作業療法士法に基づく名称独占の資格であり、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に理学療法を行うことを業とする者のことです。

作業療法士とは、理学療法士及び作業療法士法に基づく名称独占の資格であり、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に作業療法を行うことを業とする者のことです。

### イ 根拠法令等

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| ① 新規指定     | 理学療法士及び作業療法士法施行令第10条    |
| ② 変更承認     | 理学療法士及び作業療法士法施行令第11条第1項 |
| ③ 変更届出     | 理学療法士及び作業療法士法施行令第11条第2項 |
| ④ 報告       | 理学療法士及び作業療法士法施行令第12条    |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 理学療法士及び作業療法士法施行令第13条    |
| ⑥ 指定取消申請   | 理学療法士及び作業療法士法施行令第15条    |
| ⑦ 指定取消     | 理学療法士及び作業療法士法施行令第14条    |

ウ 業務実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
① 新規指定	0 件	1 件	1 件	0 件	0 件
② 変更承認	18 件	19 件	19 件	17 件	15 件
③ 届出受理	2 件	2 件	2 件	1 件	1 件
④ 指定取消	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	6 件	0 件	1 件	3 件	4 件

(4) 視能訓練士養成所

ア 資格の概要

視能訓練士とは、視能訓練士法に基づく名称独占の資格であり、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 視能訓練士法施行令第11条
- ② 変更承認 視能訓練士法施行令第12条第1項
- ③ 変更届出 視能訓練士法施行令第12条第2項
- ④ 報告 視能訓練士法施行令第13条
- ⑤ 報告徴収及び指示 視能訓練士法施行令第14条
- ⑥ 指定取消申請 視能訓練士法施行令第16条
- ⑦ 指定取消 視能訓練士法施行令第15条

ウ 業務実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
① 新規指定	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件
② 変更承認	1 件	1 件	2 件	1 件	2 件
③ 届出受理	4 件	0 件	0 件	0 件	0 件
④ 指定取消	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件

(5) 臨床工学技士養成所

ア 資格の概要

臨床工学技士とは、臨床工学技士法に基づく名称独占の資格であり、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作（生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。）及び保守点検を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 臨床工学技士学校養成所指定規則第2条
- ② 変更承認 臨床工学技士学校養成所指定規則第3条第1項

- ③ 変更届出 臨床工学技士学校養成所指定規則第3条第3項
- ④ 報告 臨床工学技士学校養成所指定規則第5条
- ⑤ 報告徴収及び指示 臨床工学技士学校養成所指定規則第6条
- ⑥ 指定取消申請 臨床工学技士学校養成所指定規則第8条
- ⑦ 指定取消 臨床工学技士学校養成所指定規則第7条

ウ 業務実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
① 新規指定	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
② 変更承認	2 件	2 件	0 件	2 件	1 件
③ 届出受理	3 件	0 件	0 件	0 件	0 件
④ 指定取消	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(6) 言語聴覚士養成所

ア 資格の概要

言語聴覚士とは、言語聴覚士法に基づく名称独占の資格であり、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害がある者について、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 言語聴覚士学校養成所指定規則第2条
- ② 変更承認 言語聴覚士学校養成所指定規則第3条第1項
- ③ 変更届出 言語聴覚士学校養成所指定規則第3条第3項
- ④ 報告 言語聴覚士学校養成所指定規則第5条
- ⑤ 報告徴収及び指示 言語聴覚士学校養成所指定規則第6条
- ⑥ 指定取消申請 言語聴覚士学校養成所指定規則第8条
- ⑦ 指定取消 言語聴覚士学校養成所指定規則第7条

ウ 業務実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
① 新規指定	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
② 変更承認	11 件	4 件	5 件	5 件	2 件
③ 届出受理	1 件	0 件	0 件	1 件	0 件
④ 指定取消	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(7) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師養成施設

ア 資格の概要

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師とは、あん摩マッサージ指圧師、はり

師及びきゅう師等に関する法律に基づく業務独占の資格であり、医師又はそれぞれの免許を受けた者でなければ、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としてはならないとされています。

イ 根拠法令等

- ① 新規認定 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第2条
- ② 変更承認 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第3条第1項
- ③ 変更届出 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第3条第2項
- ④ 報告 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第4条
- ⑤ 報告徴収及び指示 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第5条
- ⑥ 認定取消申請 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第7条
- ⑦ 認定取消 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第6条

ウ 業務実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
① 新規認定	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
② 変更承認	2 件	2 件	2 件	1 件	2 件
③ 届出受理	1 件	2 件	2 件	2 件	2 件
④ 認定取消	1 件	1 件	0 件	0 件	1 件
⑤ 実地調査	1 件	0 件	0 件	1 件	0 件

(8) 柔道整復師養成施設

ア 資格の概要

柔道整復師とは、柔道整復師法に基づく業務独占の資格であり、柔道整復を業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 柔道整復師法施行令第3条
- ② 変更承認 柔道整復師法施行令第4条第1項
- ③ 変更届出 柔道整復師法施行令第4条第2項
- ④ 報告 柔道整復師法施行令第5条
- ⑤ 報告徴収及び指示 柔道整復師法施行令第6条
- ⑥ 指定取消申請 柔道整復師法施行令第8条
- ⑦ 指定取消 柔道整復師法施行令第7条

ウ 業務実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
① 新規指定	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
② 変更承認	4 件	2 件	1 件	4 件	3 件
③ 届出受理	1 件	2 件	2 件	2 件	4 件
④ 指定取消	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	4 件	0 件	0 件	2 件	1 件

(9) 歯科衛生士養成所

ア 資格の概要

歯科衛生士とは、歯科衛生士法に基づく名称独占の資格であり、歯科衛生士の名称を用いて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。）の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として法に定める行為を行うことを業とする者のことです。また、歯科診療の補助をなすこと及び歯科保健指導をなすことを業とすることができます。

イ 根拠法令等

- |            |                     |
|------------|---------------------|
| ① 新規指定     | 歯科衛生士法施行令第3条        |
| ② 変更承認     | 歯科衛生士法施行令第4条第1項     |
| ③ 変更届出     | 歯科衛生士法施行令第4条第2項     |
| ④ 報告       | 歯科衛生士法施行令第5条        |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 歯科衛生士法施行令第6条第1項、第7条 |
| ⑥ 指定取消     | 歯科衛生士法施行令第8条        |

ウ 業務実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
① 新規指定	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
② 変更承認	10 件	12 件	9 件	12 件	14 件
③ 届出受理	1 件	1 件	1 件	2 件	5 件
④ 指定取消	2 件	0 件	0 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	2 件	1 件	0 件	0 件	2 件

(10) 歯科技工士養成所

ア 資格の概要

歯科技工士とは、歯科技工士法に基づく業務独占の資格であり、歯科技工士の名称を用いて、歯科医師の指示により、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- |        |               |
|--------|---------------|
| ① 新規指定 | 歯科技工士法施行令第10条 |
|--------|---------------|

- ② 変更承認 歯科技工士法施行令第11条第1項
- ③ 変更届出 歯科技工士法施行令第11条第2項
- ④ 報告 歯科技工士法施行令第12条
- ⑤ 報告徴収及び指示 歯科技工士法施行令第13条第1項、第14条
- ⑥ 指定取消申請 歯科技工士法施行令第16条
- ⑦ 指定取消 歯科技工士法施行令第15条

ウ 業務実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
① 新規指定	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
② 変更承認	1 件	1 件	0 件	0 件	1 件
③ 届出受理	0 件	1 件	0 件	1 件	3 件
④ 指定取消	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件

(11) 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所

ア 資格の概要

保健師とは、保健師助産師看護師法に基づく名称独占の資格であり、保健師の名称を用いて保健指導に従事することを業とする者のことです。

助産師とは、保健師助産師看護師法に基づく業務独占の資格であり、助産師の名称を用いて助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子のことです。

看護師とは、保健師助産師看護師法に基づく業務独占の資格であり、看護師の名称を用いて傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 保健師助産師看護師法施行令第 12 条
- ② 変更承認 保健師助産師看護師法施行令第 13 条第 1 項
- ③ 変更届出 保健師助産師看護師法施行令第 13 条第 2 項
- ④ 報告 保健師助産師看護師法施行令第 14 条
- ⑤ 報告徴収及び指示 保健師助産師看護師法施行令第 15 条
- ⑥ 指定取消申請 保健師助産師看護師法施行令第 17 条
- ⑦ 指定取消 保健師助産師看護師法施行令第 16 条

ウ 業務実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
① 新規指定	2 件	0 件	0 件	1 件	0 件
② 変更承認	32 件	14 件	24 件	18 件	23 件
③ 届出受理	24 件	14 件	9 件	8 件	21 件
④ 指定取消	2 件	0 件	0 件	1 件	0 件

⑤ 募集停止届受理	0件	2件	2件	0件	0件
⑥ 実地調査	10件	4件	5件	6件	7件

※平成24年度①新規指定及び④指定取消の件数については、平成24年度事業年報において掲載件数に誤りがあったため、平成25年度事業年報において訂正しております。

## (12) 栄養士養成施設

### ア 資格の概要

栄養士とは、栄養士法に基づく名称独占の資格であり、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者のことです。

### イ 根拠法令等

- |            |                  |
|------------|------------------|
| ① 新規指定     | 栄養士法施行令第9条及び第10条 |
| ② 変更承認     | 栄養士法施行令第12条      |
| ③ 変更届出     | 栄養士法施行令第14条      |
| ④ 報告       | 栄養士法施行令第13条      |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 栄養士法施行規則第14条     |
| ⑥ 廃止届出     | 栄養士法施行令第15条      |
| ⑦ 指定取消     | 栄養士法施行令第16条      |

### ウ 業務実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
① 新規指定	0件	0件	0件	1件	1件
② 変更承認	4件	6件	6件	2件	3件
③ 届出受理	2件	5件	3件	1件	3件
④ 指定取消	0件	0件	0件	0件	0件
⑤ 実地調査	5件	3件	1件	1件	6件

## (13) 管理栄養士養成施設

### ア 資格の概要

管理栄養士とは、栄養士法に基づく名称独占の資格であり、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者のことです。

### イ 根拠法令等

- |        |                  |
|--------|------------------|
| ① 新規指定 | 栄養士法施行令第9条及び第11条 |
| ② 変更承認 | 栄養士法施行令第12条      |
| ③ 変更届出 | 栄養士法施行令第14条      |

- ④ 報告 栄養士法施行令第13条
- ⑤ 報告徴収及び指示 栄養士法施行規則第14条
- ⑥ 廃止届出 栄養士法施行令第15条
- ⑦ 指定取消 栄養士法施行令第16条

ウ 業務実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
① 新規指定	1 件	0 件	0 件	0 件	1 件
② 変更承認	1 件	2 件	1 件	0 件	2 件
③ 届出受理	0 件	0 件	2 件	1 件	1 件
④ 指定取消	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	1 件	2 件	0 件	1 件	1 件

(14) 調理師養成施設

ア 資格の概要

調理師とは、調理師法に基づく名称独占の資格であり、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することができる者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 調理師法施行令第1条の2
- ② 変更承認 調理師法施行令第1条の3
- ③ 変更届出 調理師法施行令第1条の5
- ④ 報告 調理師法施行令第1条の4
- ⑤ 報告徴収及び指示 調理師法施行規則第10条
- ⑥ 入学資格及び調理師試験の受験資格に係る学力の認定 調理師法施行規則附則第3項第7号
- ⑦ 指定取消 調理師法施行規則第11条

ウ 業務実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
① 新規指定	0 件	1 件	0 件	0 件	1 件
② 変更承認	2 件	0 件	0 件	0 件	0 件
③ 届出受理	5 件	5 件	0 件	2 件	1 件
④ 指定取消	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	3 件	2 件	1 件	1 件	1 件

(15) 理容師・美容師養成施設

ア 資格の概要

理容師とは、理容師法に基づく業務独占の資格であり、理容師の名称を用いて、理容を行うことを業とする者のことです。

美容師とは、美容師法に基づく業務独占の資格であり、美容師の名称を用いて、美容を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 理容師養成施設指定規則第3条及び第4条（理容師養成施設）  
美容師養成施設指定規則第2条及び第3条（美容師養成施設）
- ② 変更承認 理容師養成施設指定規則第6条（理容師養成施設）  
美容師養成施設指定規則第5条（美容師養成施設）
- ③ 変更届出 理容師養成施設指定規則第8条（理容師養成施設）  
美容師養成施設指定規則第7条（美容師養成施設）
- ④ 報告 理容師養成施設指定規則第9条及び第10条（理容師養成施設）  
美容師養成施設指定規則第8条及び第9条（美容師養成施設）
- ⑤ 報告徴収及び指示 理容師養成施設指定規則第12条（理容師養成施設）  
美容師養成施設指定規則第11条（美容師養成施設）
- ⑥ 入学資格認定 理容師法施行規則附則第7条及び第8条（理容師養成施設）  
美容師法施行規則附則第7条及び第8条（美容師養成施設）
- ⑦ 指定取消 理容師養成施設指定規則第13条（理容師養成施設）  
美容師養成施設指定規則第12条（美容師養成施設）

ウ 業務実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
① 新規指定	理容 0 件 美容 0 件				
② 廃止承認	理容 0 件 美容 0 件	理容 0 件 美容 0 件	理容 1 件 美容 0 件	理容 0 件 美容 0 件	理容 1 件 美容 1 件
③ 変更承認	理容 10 件 美容 11 件	理容 0 件 美容 3 件	理容 1 件 美容 2 件	理容 0 件 美容 0 件	理容 0 件 美容 1 件
④ 届出受理	理容 31 件 美容 47 件	理容 23 件 美容 23 件	理容 24 件 美容 39 件	理容 20 件 美容 40 件	理容 21 件 美容 33 件
⑤ 実地調査	理容 3 件 美容 3 件	理容 0 件 美容 0 件			

(16) 製菓衛生師養成施設

ア 資格の概要

製菓衛生師とは、製菓衛生師法に基づく名称独占の資格であり、製菓衛生師の名称を用いて菓子製造業に従事する者のことです。

イ 根拠法令等

- ① 新規指定 製菓衛生師法施行令第19条及び第20条
- ② 変更承認 製菓衛生師法施行令第21条
- ③ 変更届出 製菓衛生師法施行令第21条
- ④ 報告徴収及び指示 製菓衛生師法施行令第22条

- ⑤ 指定取消申請 製菓衛生師法施行令第24条
- ⑥ 指定取消 製菓衛生師法施行令第23条

ウ 業務実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
① 新規指定	0 件	0 件	1 件	1 件	0 件
② 変更承認	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
③ 届出受理	3 件	8 件	2 件	1 件	2 件
④ 指定取消	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	3 件	0 件	0 件	10 件	1 件

(17) 食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設

ア 資格の概要

食品衛生管理者は、特に衛生上の考慮を必要とする食品（乳製品、食肉製品、食用油脂等）及び食品添加物などを製造又は加工する施設毎に配置が義務づけられています。

食品衛生管理者の資格要件の一つに、厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を終了した者が規定されています。

食品衛生監視員は、国（厚生労働大臣）、都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長が任命し、食品衛生法に基づき食品関係営業の施設の監視指導等の職務を行うことができる任用資格です。

食品衛生監視員の資格要件の一つに、厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において所定の課程を修了したものが規定されています。

イ 根拠法令等

- ① 新規登録 食品衛生法施行令第14、15条
- ② 変更届出 食品衛生法施行令第16条
- ③ 報告徴収 食品衛生法施行令第17条
- ④ 登録取消申請 食品衛生法施行令第19条
- ⑤ 登録取消 食品衛生法施行令第 18 条

ウ 業務実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
① 新規登録	4 件	1 件	0 件	0 件	0 件
② 登録取消受理	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件
③ 届出受理	1 件	14 件	18 件	9 件	12 件
④ 登録取消	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	1 件	2 件	6 件	0 件	0 件

(18) 指定保育士養成施設

ア 資格の概要

保育士とは、児童福祉法に基づく名称独占の資格であり、同法第 18 条の 18 第 1 項の

登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- |             |                |
|-------------|----------------|
| ① 新規指定      | 児童福祉法施行令第5条第2項 |
| ② 変更承認      | 児童福祉法施行令第5条第3項 |
| ③ 変更届出      | 児童福祉法施行令第5条第4項 |
| ④ 報告        | 児童福祉法施行令第5条第5項 |
| ⑤ 報告徴収及び検査等 | 児童福祉法第18条の7第1項 |
| ⑥ 指定取消申請    | 児童福祉法施行令第5条第7項 |
| ⑦ 指定取消      | 児童福祉法施行令第5条第6項 |

ウ 業務実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
① 新規指定	4 件	0 件	1 件	2 件	1 件
② 変更承認	15 件	41 件	6 件	6 件	9 件
③ 変更届出	6 件	9 件	3 件	13 件	7 件
④ 指定取消	0 件	1 件	0 件	2 件	1 件
⑤ 実地調査	4 件	7 件	3 件	4 件	3 件

(19) 社会福祉士養成施設等

ア 資格の概要

社会福祉士とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づく名称独占の資格であり、同法第 28 条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| ① 新規指定     | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第3条    |
| ② 変更承認     | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第1項 |
| ③ 変更届出     | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第2項 |
| ④ 報告       | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条    |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第6条    |
| ⑥ 指定取消申請   | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第8条    |
| ⑦ 指定取消     | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第7条    |

ウ 業務実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
① 新規指定	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件
② 変更承認	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

③ 変更届出	0 件	0 件	0 件	0 件	2 件
④ 指定取消	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

## (20) 介護福祉士養成施設等

### ア 資格の概要

介護福祉士とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づく名称独占の資格であり、同法第 42 条第 1 項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、その者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者のことです。

介護福祉士となるためには、次の①、②のいずれかに該当し、その後、指定登録機関に申請し、介護福祉士登録簿に氏名、生年月日等の登録を受けなければなりません。指定登録機関は介護福祉士の登録をしたときは、申請者に介護福祉士登録証を交付することとされています。

なお、制度改正により、①に該当する者も介護福祉士試験に合格する必要があります。

(1 年延期により、平成 28 年度から実施予定)

また、「3 年以上介護等の業務従事者」にかかる介護福祉士の受験資格については、新たに 6 ヶ月以上の「実務者研修」の修了が求められるようになりました。これに伴い、当該「実務者研修」の実施については、新たな基準が設けられ、当該実施者は、介護福祉士養成施設等と同様、厚生労働大臣の指定を受ける仕組みとなりました。

(1 年延期により平成 28 年度から実施予定)

- ① 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設を卒業した者
- ② 介護福祉士試験に合格した者

### イ 根拠法令等

- ① 新規指定 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第3条（介護福祉士養成施設等）、社会福祉士及び介護福祉士法附則第2条（福祉系高等学校等）
- ② 変更承認 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第1項、社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条（福祉系高等学校等）
- ③ 変更届出 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第2項
- ④ 報告 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条
- ⑤ 報告徴収及び指示 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第6条
- ⑥ 指定取消申請 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第8条
- ⑦ 指定取消 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第7条

ウ 業務実績

(介護福祉士養成施設等) 福祉系高等学校等含む

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
① 新規指定	0 件	0 件	1 件	2 件	1 件
② 変更承認	2 件	7 件	2 件	1 件	2 件
③ 変更届出	38 件	61 件	44 件	63 件	48 件
④ 指定取消	2 件	2 件	2 件	1 件	4 件
⑤ 実地調査	3 件	5 件	7 件	4 件	4 件

(実務者研修)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
① 新規指定				5 件	10 件
② 変更届出				1 件	1 件

(21) 社会福祉主事養成機関等

ア 資格の概要

社会福祉主事とは、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格（任用資格）であり、社会福祉施設職員等の資格にも準用されています。

イ 根拠法令等

- |            |                               |
|------------|-------------------------------|
| ① 新規指定     | 社会福祉主事養成機関等指定規則第3条、第11条       |
| ② 変更承認     | 社会福祉主事養成機関等指定規則第4条第1項、第12条第1項 |
| ③ 変更届出     | 社会福祉主事養成機関等指定規則第4条第2項、第12条第2項 |
| ④ 報告       | 社会福祉主事養成機関等指定規則第6条、第14条       |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 社会福祉主事養成機関等指定規則第7条、第15条       |
| ⑥ 指定取消申請   | 社会福祉主事養成機関等指定規則第9条、第17条       |
| ⑦ 指定取消     | 社会福祉主事養成機関等指定規則第8条、第16条       |

ウ 業務実績

(社会福祉主事養成機関)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
① 新規指定	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件
② 変更承認	1 件	1 件	0 件	1 件	0 件
③ 変更届出	1 件	6 件	3 件	7 件	8 件
④ 指定取消	0 件	0 件	2 件	0 件	0 件
⑤ 実地調査	1 件	1 件	1 件	0 件	0 件

(社会福祉主事指定講習会・・・指定は1か所のみ)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
① 変更届出	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
② 事業報告	1 件	1 件	0 件	1 件	1 件

(22) その他の養成施設

診療放射線技師養成施設、義肢装具士養成施設、食鳥処理衛生管理者養成施設、社会福祉士養成施設、身体障害者福祉司養成施設、知的障害者福祉司養成施設、児童福祉司養成施設及び児童福祉施設職員養成施設、精神保健福祉士養成施設については、平成 25 年度末現在、東北厚生局管内にはありません。

## 2 看護教育に関する業務

(1) 保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）

本講習会は、特定分野において、老人保健施設や訪問看護ステーション等の病院以外の実習施設で実習指導の任にある者、又は将来これらの施設で実習指導者となる予定の者が、実習指導の意義及び実習指導者としての役割を理解するとともに、実習における効果的な指導のために必要な知識・技術を修得することを目的として、地方厚生局が行うものです。

特定分野とは、保健師養成所における地域看護学、助産師養成所における助産学、看護師養成所における老年看護学、小児看護学、母性看護学及び在宅看護論、准看護師養成所における老年看護及び母子看護のことです。

(2) 開催実績

期 間：平成 25 年 9 月 10 日～9 月 20 日（土・日を除く 8 日間）

場 所：東北厚生局会議室（花京院スクエア 16 階）

受講者数：24 名

(3) 講習科目と時間数：

【教育及び看護に関する科目】

「教育原理・教育心理」	3 時間
「教育方法・評価方法」	3 時間
「看護教育課程」	3 時間
「実習指導の原理」	3 時間

【実習指導に関する科目】

「実習指導の実際Ⅰ（講義）」	9 時間
「実習指導の実際Ⅱ（演習）」	24 時間
計	45 時間

### 3 社会福祉に関する科目を定める省令第4条に規定する実習演習科目の確認に関する事務

#### (1) 概要

社会福祉士資格を取得するには、いわゆる福祉系4年制大学卒業者（指定科目履修）、社会福祉士指定養成施設卒業者等で、社会福祉士国家試験に合格し登録することが必要です。

これらの社会福祉士資格の取得方法のうち、福祉系大学等においては、これまで厚生労働大臣が指定した社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を取得して卒業すれば社会福祉士試験の受験資格得られましたが、平成19年度に資格取得方法や指定科目等の見直しが行われました。

福祉系大学等において開講する文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める指定科目のうち、いわゆる実習・演習系の科目の教育内容等について新たに基準が設けられ、実習・演習教育の質を担保していく制度が平成21年度から導入されました。

#### (2) 根拠法令等

- ① 実習演習科目の確認 社会福祉に関する科目を定める省令第5条第1項
- ② 変更届 社会福祉に関する科目を定める省令第6条第1項
- ③ 確認の取消し 社会福祉に関する科目を定める省令第7条

#### (3) 業務実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
① 実習演習科目の確認	1件	1件	1件	0件	0件
② 変更届	16件	25件	25件	31件	40件
③ 確認の取消し	0件	1件	1件	0件	1件

#### (4) 大学等確認申請確認済み校

19校 26課程

### 4 介護技術講習会の実施届出等の受理に関する事務

#### (1) 概要

介護福祉士試験を取り巻く現状は、実技試験の受験者が年々増大しており、試験の実施体制等が課題となるとともに、受験する実務経験者等の質の向上も重要な課題となっています。

このため、介護福祉士試験の受験者の申請に応じ、介護福祉士指定養成施設等において行う介護等に関する専門的技術についての講習を修了した者については実技試験を免除する制度が平成17年度から導入されました。

東北厚生局においては、管内の介護福祉士養成施設等から届け出されている介護技術講習会の実施届書、変更届書、実施報告書を内容確認の上受理しています。

#### (2) 根拠法令等

- ① 実技試験免除 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第22条第3項
- ② 実施要件 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条の2第1項

- ③ 実施届 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条の2第2項
- ④ 変更届 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条の2第3項
- ⑤ 報告 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条の2第4項

(3) 業務実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
① 変更届	8 件	6 件	2 件	2 件	1 件
② 講習会実施届 (翌年度実施分)	26 件	24 件	23 件	21 件	23 件

※組織再編に伴い、指導養成課における事業年報に関しては、平成 26 年度より健康福祉課において登録することとする。